

新	旧
<p data-bbox="302 319 958 486">秋田県総合評価落札方式 （建設工事） 運用の手引き</p> <p data-bbox="510 1149 743 1236">令和4年11月 秋 田 県</p>	<p data-bbox="1294 331 1908 499">秋田県総合評価落札方式 （建設工事） 運用の手引き</p> <p data-bbox="1478 1152 1720 1240">令和4年子11月 秋 田 県</p>

秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引き 新旧対照表

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年 7月 7日 制定 ○ 平成21年 7月14日 一部訂正 ○ 平成21年 7月27日 一部訂正 ○ 平成21年 9月 1日 一部改正 ○ 平成21年10月 1日 一部改正 ○ 平成22年 1月29日 一部改正 ○ 平成22年10月 1日 一部改正 ○ 平成23年 4月 1日 一部改正 ○ 平成23年 5月 1日 一部改正 ○ 平成23年 8月 1日 一部改正 ○ 平成24年 4月 1日 一部改正 ○ 平成24年12月 3日 一部改正 ○ 平成26年 4月 1日 一部改正 ○ 平成27年 4月 1日 一部改正 ○ 平成28年 4月 1日 一部改正 ○ 平成29年 4月 1日 一部改正 ○ 平成29年11月 1日 一部改正 ○ 平成30年 4月 1日 一部改正 ○ 令和 2年 4月 1日 一部改正 ○ 令和 3年 7月 1日 一部改正 ○ 令和 4年 7月 1日 一部改正 ○ 令和 4年11月 1日 一部改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年 7月 7日 制定 ○ 平成21年 7月14日 一部訂正 ○ 平成21年 7月27日 一部訂正 ○ 平成21年 9月 1日 一部改正 ○ 平成21年10月 1日 一部改正 ○ 平成22年 1月29日 一部改正 ○ 平成22年10月 1日 一部改正 ○ 平成23年 4月 1日 一部改正 ○ 平成23年 5月 1日 一部改正 ○ 平成23年 8月 1日 一部改正 ○ 平成24年 4月 1日 一部改正 ○ 平成24年12月 3日 一部改正 ○ 平成26年 4月 1日 一部改正 ○ 平成27年 4月 1日 一部改正 ○ 平成28年 4月 1日 一部改正 ○ 平成29年 4月 1日 一部改正 ○ 平成29年11月 1日 一部改正 ○ 平成30年 4月 1日 一部改正 ○ 令和 2年 4月 1日 一部改正 ○ 令和 3年 7月 1日 一部改正 ○ 令和 4年 7月 1日 一部改正 ○ 令和 4年11月 1日 一部改定

新	旧
<p data-bbox="613 671 667 722">略</p> <p data-bbox="360 887 920 938">1[^]°-ジ[^] ~ 5[^]°-ジ[^] 略</p>	<p data-bbox="1570 671 1624 722">略</p> <p data-bbox="1317 887 1877 938">1[^]°-ジ[^] ~ 5[^]°-ジ[^] 略</p>

新	旧
<p>管内及びブロックエリアについて</p> <p>各評価項目において規定する管内及びブロックエリアとは以下のとおりとします。</p> <p>県北ブロック：鹿角管内（鹿角市、小坂町） 北秋田管内（大館市、北秋田市、上小阿仁村） 山本管内（能代市、藤里町、三種町、八峰町）</p> <p>県央ブロック：秋田管内（秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村） 由利管内（由利本荘市、にかほ市）</p> <p>県南ブロック：仙北管内（大仙市、仙北市、美郷町） 平鹿管内（横手市） 雄勝管内（湯沢市、羽後町、東成瀬村）</p> <p>記載内容に関する留意事項</p> <p>「別記様式 1-1」において作成した自己評価点が、技術評価点の上限値となります。入札公告文や本手引き等より、評価項目並びに評価基準を十分確認のうえ、遺漏のないよう留意して提出書類等を作成してください。</p> <p>簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高いもの」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではありません（申請した内容を全て発注者が認めたと解釈しないこと）。</p> <p>審査の結果、「別記様式 1-1」の提出がなかった場合は、他の様式が提出されていても、全ての評価内容の評価点を各基準点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。</p> <p>審査の結果、「別記様式 1-1」に記載した点数に関係する総合評価様式（添付資料を含む）の提出がないもの、又は各様式に必要な記載がない項目については、評価点を当該項目の基準点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。</p> <p>秋田県総合評価落札方式における専任補助者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができません。 ・専任補助者は、当該工事の現場代理人を担当しながら、若手技術者等（監理技術者等）の指導及び補助を行い、監理技術者等の業務にも主体的に係わる者となります（施工計画書・打合せ簿等の書類にも専任補助者として記載し関与する）。 ・若手技術者等は監理技術者等と同様に取扱い、原則途中変更は認めません。 ・共同企業体が、若手技術者等と専任補助者を配置するときは、同一の構成員から配置するものとします。 ・専任補助者を配置した場合は、工事実績情報システム（CORINS）登録の際に、若手技術者等を「監理技術者」又は「主任技術者」、専任補助者を「現場代理人」と登録するほか、工事概要の欄に「秋田県総合評価落札方式専任補助者〇〇■（氏名）」を入力し登録してください。 ・専任補助者を配置した場合は、技術者の専任届、施工計画書に「現場代理人」と「専任補助者」を併記し配置を明確にしてください。 ・若手技術者等と専任補助者を配置した場合は、監理技術者等にかわり、専任補助者を 	<p>管内及びブロックエリアについて</p> <p>各評価項目において規定する管内及びブロックエリアとは以下のとおりとします。</p> <p>県北ブロック：鹿角管内（鹿角市、小坂町） 北秋田管内（大館市、北秋田市、上小阿仁村） 山本管内（能代市、藤里町、三種町、八峰町）</p> <p>県央ブロック：秋田管内（秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村） 由利管内（由利本荘市、にかほ市）</p> <p>県南ブロック：仙北管内（大仙市、仙北市、美郷町） 平鹿管内（横手市） 雄勝管内（湯沢市、羽後町、東成瀬村）</p> <p>記載内容に関する留意事項</p> <p>「別記様式 1-1」において作成した自己評価点が、技術評価点の上限値となります。入札公告文や本手引き等より、評価項目並びに評価基準を十分確認のうえ、遺漏のないよう留意して提出書類等を作成してください。</p> <p>簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高いもの」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではありません（申請した内容を全て発注者が認めたと解釈しないこと）。</p> <p>審査の結果、「別記様式 1-1」の提出がなかった場合は、他の様式が提出されていても、全ての評価内容の評価点を各基準点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。</p> <p>審査の結果、「別記様式 1-1」に記載した点数に関係する総合評価様式（添付資料を含む）の提出がないもの、又は各様式に必要な記載がない項目については、評価点を当該項目の基準点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。</p> <p>秋田県総合評価落札方式における専任補助者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができません。 ・専任補助者は、当該工事の現場代理人を担当しながら、若手技術者等（監理技術者等）の指導及び補助を行い、監理技術者等の業務にも主体的に係わる者となります（施工計画書・打合せ簿等の書類にも専任補助者として記載し関与する）。 ・若手技術者等は監理技術者等と同様に取扱い、原則途中変更は認めません。 ・共同企業体が、若手技術者等と専任補助者を配置するときは、同一の構成員から配置するものとします。 ・専任補助者を配置した場合は、工事実績情報システム（CORINS）登録の際に、若手技術者等を「監理技術者」又は「主任技術者」、専任補助者を「現場代理人」と登録するほか、工事概要の欄に「秋田県総合評価落札方式専任補助者〇〇■（氏名）」を入力し登録してください。 ・専任補助者を配置した場合は、技術者の専任届、施工計画書に「現場代理人」と「専任補助者」を併記し配置を明確にしてください。 ・若手技術者等と専任補助者を配置した場合は、監理技術者等にかわり、専任補助者を

新	旧
<p data-bbox="613 671 667 722">略</p> <p data-bbox="344 887 936 938">7ページ ～ 21ページ 略</p>	<p data-bbox="1570 671 1624 722">略</p> <p data-bbox="1301 887 1892 938">7ページ ～ 21ページ 略</p>

新	旧																																								
<p style="text-align: center;">標準：◎ 法面：◎ 建築：◎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">評価内容</th> <th style="width: 30%;">評価基準</th> <th style="width: 10%;">基準配点</th> <th style="width: 10%;">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業におけるCCUS事業者登録の有無</td> <td>a. 「事業者登録」有り</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1.0</td> </tr> <tr> <td>b. 「事業者登録」無し（未導入）</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">当該工事におけるCCUS活用の有無</td> <td>a. 「活用の申告」有り</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>b. 「活用の申告」無し</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価のポイント：企業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）への取組について評価する。</p> <p>評価に関する運用事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業におけるCCUS事業者登録について ①技術資料提出期限日までに、受注者がCCUSに事業者登録済みであるものについて評価する。 ②共同企業体の結成を要件とする場合は、技術資料提出期限までに全ての構成員の事業者登録の有無を評価対象とする。 ③一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされているCCUSホームページの登録事業者検索（https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search）に事業者登録が反映されている受注者を評価対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●当該工事におけるCCUS活用について ④企業がCCUSに事業者登録を完了し、次のいずれかにおいて、当該現場で活用することを申告した場合に評価する。 なお、受注者が、技術資料提出期限日までに事業者登録がなされていない場合は評価しない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)下請負契約を締結する場合</td> <td>建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。</td> </tr> <tr> <td>(2)下請負契約を締結しない場合</td> <td>建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ⑤受注者は、工事着手前にCCUSを活用することについて、監督員と協議し、実施内容について記載した資料を提出する。 ⑥受注者は、下請企業とその技能者に対し、CCUSを説明し、書面にて登録を要請するものとする。 ⑦CCUS活用の申告は契約事項として取扱い、受注者は工事完成前に、次の資料を監督員に提出し、履行状況の確認を受けるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「下請企業の事業者登録が確認できる資料」 ・「就業履歴一覧等の写し（技能者名が確認できること）」 ・「カードリーダーの設置状況写真」 ⑧当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ等の対象とする。（工事成績評定点は5点減点） <p>※履行がなされなかった場合とは、「カードリーダーが設置されなかった」、「受注者及び下請企業に属する技能者の就業履歴が確認できない（下請負契約を行わない場合は、受注者のみ）」ことをいう。</p> </div>	評価内容	評価基準	基準配点	得点	企業におけるCCUS事業者登録の有無	a. 「事業者登録」有り	0.5	1.0	b. 「事業者登録」無し（未導入）	0.0	当該工事におけるCCUS活用の有無	a. 「活用の申告」有り	0.5		b. 「活用の申告」無し	0.0	(1)下請負契約を締結する場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。	(2)下請負契約を締結しない場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する	<p style="text-align: center;">標準：◎ 法面：◎ 建築：◎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">評価内容</th> <th style="width: 30%;">評価基準</th> <th style="width: 10%;">基準配点</th> <th style="width: 10%;">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業におけるCCUS事業者登録の有無</td> <td>a. 「事業者登録」有り</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1.0</td> </tr> <tr> <td>b. 「事業者登録」無し（未導入）</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">当該工事におけるCCUS活用の有無</td> <td>a. 「活用の申告」有り</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>b. 「活用の申告」無し</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価のポイント：企業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）への取組について評価する。</p> <p>評価に関する運用事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業におけるCCUS事業者登録について ①技術資料提出期限日までに、受注者がCCUSに事業者登録済みであるものについて評価する。 ②共同企業体の結成を要件とする場合は、技術資料提出期限までに全ての構成員の事業者登録の有無を評価対象とする。 ③一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされているCCUSホームページの登録事業者検索（https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search）に事業者登録が反映されている受注者を評価対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ●当該工事におけるCCUS活用について ④企業がCCUSに事業者登録を完了し、次のいずれかにおいて、当該現場で活用することを申告した場合に評価する。 なお、受注者が、技術資料提出期限日までに事業者登録がなされていない場合は評価しない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)下請負契約を締結する場合</td> <td>建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。</td> </tr> <tr> <td>(2)下請負契約を締結しない場合</td> <td>建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ⑤受注者は、工事着手前にCCUSを活用することについて、監督員と協議し、実施内容について記載した資料を提出する。 ⑥受注者は、下請企業とその技能者に対し、CCUSを説明し、書面にて登録を要請するものとする。 ⑦CCUS活用の申告は契約事項として取扱い、受注者は工事完成前に、次の資料を監督員に提出し、履行状況の確認を受けるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「下請企業の事業者登録が確認できる資料」 ・「就業履歴一覧等の写し（技能者名が確認できること）」 ・「カードリーダーの設置状況写真」 ⑧当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ等の対象とする。（工事成績評定点は5点減点） <p>※履行がなされなかった場合とは、「カードリーダーが設置されなかった」、「受注者及び下請企業に属する技能者の就業履歴が確認できない（下請負契約を行わない場合は、受注者のみ）」ことをいう。</p> </div>	評価内容	評価基準	基準配点	得点	企業におけるCCUS事業者登録の有無	a. 「事業者登録」有り	0.5	1.0	b. 「事業者登録」無し（未導入）	0.0	当該工事におけるCCUS活用の有無	a. 「活用の申告」有り	0.5		b. 「活用の申告」無し	0.0	(1)下請負契約を締結する場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。	(2)下請負契約を締結しない場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する
評価内容	評価基準	基準配点	得点																																						
企業におけるCCUS事業者登録の有無	a. 「事業者登録」有り	0.5	1.0																																						
	b. 「事業者登録」無し（未導入）	0.0																																							
当該工事におけるCCUS活用の有無	a. 「活用の申告」有り	0.5																																							
	b. 「活用の申告」無し	0.0																																							
(1)下請負契約を締結する場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。																																								
(2)下請負契約を締結しない場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する																																								
評価内容	評価基準	基準配点	得点																																						
企業におけるCCUS事業者登録の有無	a. 「事業者登録」有り	0.5	1.0																																						
	b. 「事業者登録」無し（未導入）	0.0																																							
当該工事におけるCCUS活用の有無	a. 「活用の申告」有り	0.5																																							
	b. 「活用の申告」無し	0.0																																							
(1)下請負契約を締結する場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。																																								
(2)下請負契約を締結しない場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する																																								
- 22 -	- 22 -																																								

新	旧																																
<div data-bbox="309 300 945 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術資料作成時の留意事項</p> <p>①記載様式は、「別記様式2-2」とする。 ②根拠書類として、「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し、「事業者登録完了メール」の写し、又は「CCUSの事業者情報登録画面」の写しのいずれかを添付する。 ③活用の申告において、事前に下請企業の事業者登録等の状況を確認する必要は無い。</p> </div> <p data-bbox="309 475 654 497">OCCUS事業者登録完了のお知らせ（はがき）</p> <div data-bbox="344 497 887 912" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="344 922 887 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="367 938 510 960">【事業者登録はがき（中身）】</p> <p data-bbox="367 986 600 1024">建設キャリアアップシステム 事業者情報登録完了のお知らせ</p> <p data-bbox="367 1034 743 1066">このたびは建設キャリアアップシステムに登録申請いただきありがとうございます。 下記の事業者情報の登録が完了しましたのでお知らせします。</p> <table border="1" data-bbox="407 1088 878 1327"> <tr> <td>事業者ID</td> <td>XXXXXXXXXXXX22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者ID（登録責任者）</td> <td>XXXXXXXXXX</td> <td rowspan="3">} 黒塗り等で消去</td> </tr> <tr> <td>初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください)</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>セキュリティコード</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>ログインURL</td> <td>https://www.mobile.occus.jp/</td> <td></td> </tr> </table> </div>	事業者ID	XXXXXXXXXXXX22		事業者名	株式会社		管理者ID（登録責任者）	XXXXXXXXXX	} 黒塗り等で消去	初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください)	XXXXXXXXXX	セキュリティコード	XXXXXXXXXX	ログインURL	https://www.mobile.occus.jp/		<div data-bbox="1272 300 1908 456" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術資料作成時の留意事項</p> <p>①記載様式は、「別記様式2-2」とする。 ②根拠書類として、「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写しのほか、「事業者登録完了メール」の写し、又は「CCUSの事業者情報登録画面」の写しのいずれかを添付する。 ③活用の申告において、事前に下請企業の事業者登録等の状況を確認する必要は無い。</p> </div> <p data-bbox="1272 475 1617 497">OCCUS事業者登録完了のお知らせ（はがき）</p> <div data-bbox="1308 497 1850 912" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <div data-bbox="1308 922 1850 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1330 938 1473 960">【事業者登録はがき（中身）】</p> <p data-bbox="1330 986 1563 1024">建設キャリアアップシステム 事業者情報登録完了のお知らせ</p> <p data-bbox="1330 1034 1706 1066">このたびは建設キャリアアップシステムに登録申請いただきありがとうございます。 下記の事業者情報の登録が完了しましたのでお知らせします。</p> <table border="1" data-bbox="1370 1088 1841 1327"> <tr> <td>事業者ID</td> <td>XXXXXXXXXXXX22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者ID（登録責任者）</td> <td>XXXXXXXXXX</td> <td rowspan="3">} 黒塗り等で消去</td> </tr> <tr> <td>初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください)</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>セキュリティコード</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>ログインURL</td> <td>https://www.mobile.occus.jp/</td> <td></td> </tr> </table> </div>	事業者ID	XXXXXXXXXXXX22		事業者名	株式会社		管理者ID（登録責任者）	XXXXXXXXXX	} 黒塗り等で消去	初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください)	XXXXXXXXXX	セキュリティコード	XXXXXXXXXX	ログインURL	https://www.mobile.occus.jp/	
事業者ID	XXXXXXXXXXXX22																																
事業者名	株式会社																																
管理者ID（登録責任者）	XXXXXXXXXX	} 黒塗り等で消去																															
初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください)	XXXXXXXXXX																																
セキュリティコード	XXXXXXXXXX																																
ログインURL	https://www.mobile.occus.jp/																																
事業者ID	XXXXXXXXXXXX22																																
事業者名	株式会社																																
管理者ID（登録責任者）	XXXXXXXXXX	} 黒塗り等で消去																															
初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください)	XXXXXXXXXX																																
セキュリティコード	XXXXXXXXXX																																
ログインURL	https://www.mobile.occus.jp/																																

新

旧



新	旧
26ページ ～ 44ページ 略	26ページ ～ 44ページ 略

新	旧																																																																																																																										
<p>II 技術者等の評価</p> <p style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 2px;">標準：◎ 法 面：◎ 建築：◎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="background-color: #e0ffff; padding: 2px;">1.7. 若手又は女性技術者の育成</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">評価内容</th> <th style="width:45%;">評価基準</th> <th style="width:10%;">基準配点</th> <th style="width:10%;">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">若手技術者の配置の有無</td> <td>a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置</td> <td>2.0</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2.0</td> </tr> <tr> <td>b. 35歳以上40歳未満の監理又は主任技術者への配置</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>c. 35歳未満の現場代理人への配置</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>d. 35歳以上40歳未満の現場代理人への配置</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>e. いずれにも配置無し</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">女性技術者の配置の有無</td> <td>a. 監理又は主任技術者への配置</td> <td>1.2</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>b. 現場代理人への配置</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>c. いずれにも配置無し</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">評価のポイント：若手又は女性技術者を監理又は主任技術者や現場代理人に配置し育成を図る場合に、配置する役割に応じて評価する。</p> <p style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">評価に関する運用事項</p> <p style="font-size: x-small;">①「若手技術者」とは、満40歳未満とし、性別は問わない。 評価対象としては、満年齢に達する誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする（「年齢計算ニ関スル法律」に基づく）。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:10%;">例）</td> <td style="width:20%;">技術資料提出期限日</td> <td style="width:20%;">満40歳の誕生日</td> <td style="width:10%;">評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R4年4月1日</td> <td>R4年4月3日</td> <td>若手である</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R4年4月1日</td> <td>R4年4月2日</td> <td>若手でない</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">「女性技術者」の場合は、年齢を問わない。</p> <p style="font-size: x-small;">②若手又は女性技術者（以下、若手技術者等という）を現場代理人へ配置する場合、技術者資格の有無は問わないが、評価対象の若手技術者等は工事実績情報システム（コリンズ）の「技術者ID」を取得している者でなければならない。</p> <p style="font-size: x-small;">③若手と女性の両方の評価基準を満たしていた場合や、監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）と現場代理人を兼ねる場合は、評価の高い方を採用する。評価の算定表については以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">配置する役割</th> </tr> <tr> <th colspan="2">監理又は主任技術者</th> <th>現場代理人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 性 別</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">35歳未満</td> <td style="text-align: center;">女性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2.0</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">35歳以上40歳未満</td> <td style="text-align: center;">女性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">40歳以上</td> <td style="text-align: center;">女性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	評価内容	評価基準	基準配点	得点	若手技術者の配置の有無	a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0	b. 35歳以上40歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6	c. 35歳未満の現場代理人への配置	1.2	d. 35歳以上40歳未満の現場代理人への配置	0.8	e. いずれにも配置無し	0.0	女性技術者の配置の有無	a. 監理又は主任技術者への配置	1.2		b. 現場代理人への配置	0.6	c. いずれにも配置無し	0.0	例）	技術資料提出期限日	満40歳の誕生日	評価		R4年4月1日	R4年4月3日	若手である		R4年4月1日	R4年4月2日	若手でない			配置する役割			監理又は主任技術者		現場代理人	年 性 別	35歳未満	女性	2.0	1.2	男性	35歳以上40歳未満	女性	1.6	0.8	男性	40歳以上	女性	1.2	0.6	男性	0.0	<p>II 技術者等の評価</p> <p style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 2px;">標準：◎ 法 面：◎ 建築：◎</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="background-color: #e0ffff; padding: 2px;">1.7. 若手又は女性技術者の育成</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">評価内容</th> <th style="width:45%;">評価基準</th> <th style="width:10%;">基準配点</th> <th style="width:10%;">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">若手技術者の配置の有無</td> <td>a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置</td> <td>2.0</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2.0</td> </tr> <tr> <td>b. 35歳以上40歳未満の監理又は主任技術者への配置</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>c. 35歳未満の現場代理人への配置</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>d. 35歳以上40歳未満の現場代理人への配置</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>e. いずれにも配置無し</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">女性技術者の配置の有無</td> <td>a. 監理又は主任技術者への配置</td> <td>1.2</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>b. 現場代理人への配置</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>c. いずれにも配置無し</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">評価のポイント：若手又は女性技術者を監理又は主任技術者や現場代理人に配置し育成を図る場合に、配置する役割に応じて評価する。</p> <p style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">評価に関する運用事項</p> <p style="font-size: x-small;">①「若手技術者」とは、満40歳未満とし、性別は問わない。 評価対象としては、満年齢に達する誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする（「年齢計算ニ関スル法律」に基づく）。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:10%;">例）</td> <td style="width:20%;">技術資料提出期限日</td> <td style="width:20%;">満40歳の誕生日</td> <td style="width:10%;">評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R4年4月1日</td> <td>R4年4月3日</td> <td>若手である</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R4年4月1日</td> <td>R4年4月2日</td> <td>若手でない</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">「女性技術者」の場合は、年齢を問わない。</p> <p style="font-size: x-small;">②若手又は女性技術者（以下、若手技術者等という）を現場代理人へ配置する場合、技術者資格の有無は問わないが、評価対象の若手技術者等は工事実績情報システム（コリンズ）の「技術者ID」を取得している者でなければならない。</p> <p style="font-size: x-small;">③若手と女性の両方の評価基準を満たしていた場合や、監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）と現場代理人を兼ねる場合は、評価の高い方を採用する。評価の算定表については以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">配置する役割</th> </tr> <tr> <th colspan="2">監理又は主任技術者</th> <th>現場代理人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">年 性 別</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">35歳未満</td> <td style="text-align: center;">女性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2.0</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">35歳以上40歳未満</td> <td style="text-align: center;">女性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">40歳以上</td> <td style="text-align: center;">女性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男性</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table> </div>	評価内容	評価基準	基準配点	得点	若手技術者の配置の有無	a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0	b. 35歳以上40歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6	c. 35歳未満の現場代理人への配置	1.2	d. 35歳以上40歳未満の現場代理人への配置	0.8	e. いずれにも配置無し	0.0	女性技術者の配置の有無	a. 監理又は主任技術者への配置	1.2		b. 現場代理人への配置	0.6	c. いずれにも配置無し	0.0	例）	技術資料提出期限日	満40歳の誕生日	評価		R4年4月1日	R4年4月3日	若手である		R4年4月1日	R4年4月2日	若手でない			配置する役割			監理又は主任技術者		現場代理人	年 性 別	35歳未満	女性	2.0	1.2	男性	35歳以上40歳未満	女性	1.6	0.8	男性	40歳以上	女性	1.2	0.6	男性	0.0
評価内容	評価基準	基準配点	得点																																																																																																																								
若手技術者の配置の有無	a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0																																																																																																																								
	b. 35歳以上40歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6																																																																																																																									
	c. 35歳未満の現場代理人への配置	1.2																																																																																																																									
	d. 35歳以上40歳未満の現場代理人への配置	0.8																																																																																																																									
	e. いずれにも配置無し	0.0																																																																																																																									
女性技術者の配置の有無	a. 監理又は主任技術者への配置	1.2																																																																																																																									
	b. 現場代理人への配置	0.6																																																																																																																									
	c. いずれにも配置無し	0.0																																																																																																																									
例）	技術資料提出期限日	満40歳の誕生日	評価																																																																																																																								
	R4年4月1日	R4年4月3日	若手である																																																																																																																								
	R4年4月1日	R4年4月2日	若手でない																																																																																																																								
		配置する役割																																																																																																																									
		監理又は主任技術者		現場代理人																																																																																																																							
年 性 別	35歳未満	女性	2.0	1.2																																																																																																																							
		男性																																																																																																																									
	35歳以上40歳未満	女性	1.6	0.8																																																																																																																							
		男性																																																																																																																									
	40歳以上	女性	1.2	0.6																																																																																																																							
		男性			0.0																																																																																																																						
評価内容	評価基準	基準配点	得点																																																																																																																								
若手技術者の配置の有無	a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0																																																																																																																								
	b. 35歳以上40歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6																																																																																																																									
	c. 35歳未満の現場代理人への配置	1.2																																																																																																																									
	d. 35歳以上40歳未満の現場代理人への配置	0.8																																																																																																																									
	e. いずれにも配置無し	0.0																																																																																																																									
女性技術者の配置の有無	a. 監理又は主任技術者への配置	1.2																																																																																																																									
	b. 現場代理人への配置	0.6																																																																																																																									
	c. いずれにも配置無し	0.0																																																																																																																									
例）	技術資料提出期限日	満40歳の誕生日	評価																																																																																																																								
	R4年4月1日	R4年4月3日	若手である																																																																																																																								
	R4年4月1日	R4年4月2日	若手でない																																																																																																																								
		配置する役割																																																																																																																									
		監理又は主任技術者		現場代理人																																																																																																																							
年 性 別	35歳未満	女性	2.0	1.2																																																																																																																							
		男性																																																																																																																									
	35歳以上40歳未満	女性	1.6	0.8																																																																																																																							
		男性																																																																																																																									
	40歳以上	女性	1.2	0.6																																																																																																																							
		男性			0.0																																																																																																																						

新	旧
<p>④若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができる。（当手引きP6「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を参照）</p> <p>技術資料作成時の留意事項</p> <p>①若手技術者等及び専任補助者は他工事との兼務は認めない。（専任を要しない工事を除く。）</p> <p>②専任補助者は監理技術者等との兼務及び複数配置は認めない。</p> <p>③技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。ただし、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の極めて特別な場合に限定するものとする。</p> <p>④記載様式は、「別記様式3-1」とする。</p> <p>⑤同一企業で複数の若手技術者等、専任補助者の申請があった場合は、「別記様式1-2-1、1-2-2及び1-2-3」の算定により評価する。</p> <p style="text-align: center;">複数の配置予定技術者を申請する場合の様式を示すフロー</p> <pre> graph TD A[配置予定技術者の 複数申請 (JV含む)] -- No --> B[別記様式3-1] A -- Yes --> C[若手又は女性技術者の 配置] C -- No --> D[別記様式1-2-1 別記様式3-1] C -- Yes --> E[若手又は女性技術者を 配置する役割の選択] E --> F[主任 (監理) 技術者へ配置] E --> G[専任補助者でない 現場代理人へ配置] E --> H[主任 (監理) 技術者及び 専任補助者の両方に 若手又は女性技術者を 配置] F --> I[専任補助者の配置] G --> J[別記様式1-2-3 別記様式3-1] H --> K[別記様式1-2-2 別記様式3-1] I -- No --> L[別記様式1-2-1 別記様式3-1] I -- Yes --> M[別記様式1-2-2 別記様式3-1] </pre>	<p>④若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができる。（当手引きP6「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を参照）</p> <p>技術資料作成時の留意事項</p> <p>①若手技術者等及び専任補助者は他工事との兼務は認めない。（専任を要しない工事を除く。）</p> <p>②専任補助者は監理技術者等との兼務及び複数配置は認めない。</p> <p>③技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。ただし、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の極めて特別な場合に限定するものとする。</p> <p>④記載様式は、「別記様式3-1」とする。</p> <p>⑤同一企業で複数の若手技術者等、専任補助者の申請があった場合は、「別記様式1-2-1、1-2-2及び1-2-3」の算定により評価する。</p> <p style="text-align: center;">複数の配置予定技術者を申請する場合の様式を示すフロー</p> <pre> graph TD A[配置予定技術者の 複数申請 (JV含む)] -- No --> B[別記様式3-1] A -- Yes --> C[若手又は女性技術者の 配置] C -- No --> D[別記様式1-2-1 別記様式3-1] C -- Yes --> E[若手又は女性技術者を 配置する役割の選択] E --> F[主任 (監理) 技術者へ配置] E --> G[専任補助者でない 現場代理人へ配置] E --> H[主任 (監理) 技術者及び 専任補助者の両方に 若手又は女性技術者を 配置] F --> I[専任補助者の配置] G --> J[別記様式1-2-3 別記様式3-1] H --> K[別記様式1-2-2 別記様式3-1] I -- No --> L[別記様式1-2-1 別記様式3-1] I -- Yes --> M[別記様式1-2-2 別記様式3-1] </pre>
- 46 -	- 46 -

新	旧
47ページ ～ 57ページ 略	47ページ ～ 57ページ 略